

令和4年第18回

荒川区教育委員会定例会

令和4年9月30日

於)特別会議室

荒川区教育委員会

令和4年荒川区教育委員会第18回定例会

1 日 時	令和4年9月30日	午後3時30分
2 場 所	特別会議室	
3 出席委員	教 育 長 教育長職務代理者 委 員	高 梨 博 和 長 島 啓 記 小 林 敦 子
4 欠席委員	委 員 委 員	坂 田 一 郎 繁 田 雅 弘
5 出席職員	教 育 部 長 教育総務課長 教育施設課長 学 務 課 長 指 導 室 長 教育センター所長 生涯学習課長 書 記 書 記 書 記	三 枝 直 樹 山 形 実 的 場 寛 佐 藤 彰 洋 津 野 澄 人 杉 山 茂 青 谷 宗 彦 小 川 綾 一 丸 田 恭 雅 宮 島 弘 江

(1) 審議事項

議案第 30号 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部
を改正する規則

議案第 31号 幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

議案第 32号 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

(2) 報告事項

ア 区内施設等での新型コロナウイルス感染者の発生状況の公表の見直しについて

イ 新型コロナウイルス感染症に伴う学級閉鎖等の状況について

ウ 区議会定例会・9月会議について

エ 令和4年度全国学力・学習状況調査の調査結果について

オ 令和4年度東京都功労者表彰受賞者の報告について

(3) その他

- 教育長 定刻になりましたので、ただいまから荒川区教育委員会令和４年第１８回定例会を開催いたします。

初めに、出席者数の御報告を申し上げます。本日、３名出席でございます。坂田委員と繁田委員は御欠席との御連絡を頂いております。

議事録の署名委員につきましては、長島委員、小林委員、御両名にお願いいたします。よろしく申し上げます。

７月８日開催の第１３回定例会及び７月２２日開催の第１４回定例会の議事録につきましては、前回の定例会にて配付し、この間、皆様に御確認をしていただきました。本日、特に御異論等がなければ承認とさせていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

- 教育長 それでは、承認といたします。

早速、本日の議事日程に従いまして、ただいまから議事を進めさせていただきます。

本日は審議事項３件、報告事項５件となっております。

初めに、審議事項から審議をお願いしたいと存じます。

議案第３０号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」と、議案第３１号「幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」、議案第３２号「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」以上３件につきましてはいずれも関連がありますので、一括して説明をさせていただき、御質疑を頂いた後、１件ずつ採決をさせていただきたいと存じますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」との声)

- 教育長 それでは、そのように取り扱わせていただきます。山形教育総務課長、説明をお願いします。

- 教育総務課長 議案第３０号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」でございます。

提案理由でございます。地方公務員の育児休業等に関する法律の改正を踏まえまして、子育て休暇の対象期間を見直すためでございます。

後ほど、関連した説明は述べさせていただきますが、議案第３１号の「幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」及び、議案第３２号の「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」も類似の提案理由でございます。

提案の内容でございます。まず、議案第３０号につきましては、子育て休暇の対象期間を男性職員の配偶者の出産の日後８週間から、出産の日以後１年に拡大するというものでござ

います。

施行期日については、令和4年10月1日でございます。

内容でございますけれども、ちょうど今ニュースでもかなり出ておりますけど、男性の育児休暇、パパ育休とよく言われている休暇が、明日の10月1日から開始されます。それを踏まえまして、まず第30号につきましては、男性の子育て休暇の対象期間を8週間から1年間に延ばすのが、第30号の内容でございます。

31号につきましては、内容を書いておりますけれども、期末手当の支給期間における欠勤等の日数の算定に当たりまして、育児休業の承認に係る期間の全部が、子の出生後8週間以内に含まれる育児休業と、それ以外の育児休業について、それぞれ1月以下である場合については、当該期間を欠勤等の期間から除くものとする旨を定めると。

32号については、勤勉手当を同じように8週間から1月以内とするものでございます。これにつきましては、男性が育休を取ったときに、今まで1月以上とりますと、ボーナスですとか年度末手当が減額されてしまうのです。それがパパ育休と育休それぞれ1月以内であれば減額をしないという規則改正になります。

これを行うことによりまして、男性のパパ育休を1月以内であれば進んで取っていただきたいという形で、先ほどの期間が延びるとともに、減額もされないという形で推進するものでございます。

内容は、以上でございます。

実際に幼稚園教育職員には男性の教職員がおりませんので、対象者は、今回はありません。

今後、幼稚園教育職員のところで、男性の採用があつたりですとか、あとは、逆の立場ですけれども、今の幼稚園教育職員が女性で、配偶者、旦那さんが1カ月お休みをするのではなくて、男性の方がずっと育休を取っていて、今の女性の幼稚園教育職員は1カ月お休みをしたとしても減額はされないという、そういうことではありますけど、今からすると対象者はいない形になります。

これによって、区の職員については、男性の育休が取りやすいような状況にはなっていると思います。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

- 教育長 ただいまの説明、3件一括して説明をさせていただきましたが、それぞれにつきまして御質疑がございましたら、お願いいたします。
- 小林委員 1点だけ。パパ育休は非常に重要だと思いますので、それを進めるということで、この規則は非常に重要だと思っています。

今、最後の方の説明で、これがあることによって、むしろ区の職員の方も取りやすくなる

ということだったので、その点につきまして、少し御説明をお願いできればと思います。

- 教育総務課長 幼稚園教育職員も区の職員ですけれども、例えば私たちなど区の事務職員で男性の配偶者が出産をされた場合については、私たち男性側が子育て休暇をまず、1年まで取りやすくなります。

また逆に、女性がずっと育休を取っていますけれども、途中の大変な時期に1カ月と、男性が育休を取って女性が職場に戻ると、そういう推進ができますので、女性の負担がかなり軽減される形になります。場合によっては、フルで男性が育休を取ることもあり得る形になると思います。

- 小林委員 そうですか、ありがとうございました。
- 教育長 そのほか、いかがでしょうか。長島委員。
- 長島委員 第31号ですが、8週間以内に含まれるものと、それから、それ以外の1カ月以内についてというのは、つまり通算して1年とか取らないで、別々にといいますか分けて取るという場合、可能性としては2回あるということですか。
- 教育総務課長 そうですね。最初の育休と出産8週後の育休がございます。その後、最長ですと3歳まで取れるといえ取れるのですが、その間の期間、2回、1月以内であれば減額されない、ボーナスが減額されないでお休みが取れるという形になります。
- 長島委員 分かりました。
- 教育長 そのほか、いかがでしょうか。

特にないようであれば質疑を終了いたします。

議案第30号、31号、32号につきまして、御意見はございますでしょうか。

(「異議なし」との声)

- 教育長 討論を終了いたします。

1件ずつお諮りをさせていただきます。

議案第30号につきまして、原案どおり決することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」との声)

- 教育長 異議ないものと認めます。

議案第30号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」は原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第31号につきまして、原案のとおり決することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」との声)

- 教育長 異議ないものと認めます。

議案第３１号「幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」は原案のとおり決定いたします。

議案第３２号につきまして、お諮りいたします。原案のとおり決することに、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」との声)

○教育長 異議ないものと認めます。

議案第３２号「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」は原案のとおり決定いたしました。

続いて、報告事項に移らせていただきます。

報告事項ア「区内施設等での新型コロナウイルス感染者の発生状況の公表の見直しについて」及び、報告事項イ「新型コロナウイルス感染症に伴う学級閉鎖等の状況について」以上２件につきましては同種の案件ですので、一括して学務課長から説明がございます。佐藤課長、説明をお願いします。

○学務課長 それでは、初めに、「区内施設等での新型コロナウイルス感染者の発生状況の公表の見直しについて」御説明をいたします。資料については１５ページになります。

新型コロナウイルス感染者の全数把握の簡略化に伴いまして、９月２６日から、東京都においても全数届出を見直しているという状況でございます。

これに伴いまして、区への報告も限定されるといった状況でございます。日々の感染者数の公表を、区全体として全庁的に行わないということになりましたので、教育委員会においても、全庁の対応に準じた形にしてございます。

資料にございます記載の文章につきましては、広報課の方でホームページ上に周知したものを添付させていただいております。

教育委員会におきましては、各校での感染状況については引き続き報告をもらって把握していく状況でございます。学級閉鎖などの判断についても、聞き取りを行った上で対応をまいります。また、こうした対応につきましては、これまでと変更なく、学級閉鎖につきましては、ホームページ上でもこれまでどおり公表していく形で進めてまいります。

次に、「新型コロナウイルス感染症に伴う学級閉鎖等の状況について」御報告をいたします。資料につきましては、１７ページからになります。前回、御報告いたしました９月９日以降の学級閉鎖でございますが、１７ページの３校、また、おめくりいただきまして１８ページ上段の２校が、５クラスにおきまして学級閉鎖の対応を行っております。各学校の感染経路でございますが、ヒアリングをしたところ、一部家庭内感染の報告。それから、それ以外の大半につきましては感染経路不明といった状況が多いという状況です。

今回の対応につきましては、新型コロナウイルスの陽性者が2人、また3人といったところの確認と、そこに加えまして発熱などの症状、陽性という反応ではないのですけれども、発熱の症状が見られるお子様も確認されているといった状況から、学校と相談の上で学級閉鎖の対応をしたところでございます。

東京都においても、引き続きまだ感染状況が落ち着いたという状況ではございませんので、今後も状況を注視しつつ、各学校の活動、学校行事が安全に進めていけるようサポートしてまいりたいと思っております。

説明は以上でございます。

- 教育長 ただいま説明をいたしました2件につきまして、御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。
- 長島委員 よろしいですか。東京都が見直したと。それで、65歳以上とか重症者リスクでしたか。
- 学務課長 見直しの点につきましては、今、お話しいただいたとおり、65歳以上の方ですとか、基礎疾患のある方、また、妊婦さんなどはこれまでどおりの対応となっておりますが、それ以外のリスクが高くない方については報告がないという状況に変更になっております。
- 長島委員 ここにあるように、医療機関が区に提出する対象者も限定されると。そのことと、学校での届出の集約は何か影響するのかわからないのか、そこら辺はどうなっているのですか。
- 学務課長 学校で発生した場合と保健所での把握といったところは、今までも、そこまで細かくしておりませんので、リスクが高くないお子様たちですので、単純に学校で確認できた陽性者については、学務課の方に御報告いただいて、そこで人数を集約していますので大きな影響はございません。
- 長島委員 これまでと、学校については、基本的には変わっていないという理解でよろしいのですか。
- 教育部長 これまでも陽性者が出た場合は、保護者の方から学校に連絡が行って、学校から学務課の方に連絡が行って集計をするという形でやっておりますので、それは変わりません。同じようにやってまいります。
- 教育総務課長 補足させていただくと、同じように把握は今までもおり行います。子どもの把握もそうですし、教職員も、場合によっては教員が連続して感染する可能性があるので、その把握はしますけれども、そういったものを個々に公表はしないという形でございます。

区の保健所の方は、今度、若い方になったりすると重症要件がなくなるのです。荒川区保健所という形では分からなくなって、東京都として全体を出すという方向になってくるようです。

○長島委員 ありがとうございます。

○教育長 そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、続いて報告事項ウに移ります。「区議会定例会・9月会議について」、三枝部長、説明をお願いします。

○教育部長 今回、9月会議におきましては、7人の区議の方々から10件の質問がございました。それぞれ御説明をさせていただきます。

まず、お1人目。公明党の増田議員から1件質問がございまして、内容といたしましてはヤングケアラーに関する御質問で、小中学校において、児童生徒へのヤングケアラーに関する実態調査を、実は、6月会議の質問で頂いていたのですけれども、その進捗状況について伺いたいというものでございました。

答弁でございますが、荒川区教育委員会といたしましても、ヤングケアラーへの支援を行うためにアンケートをやるべきという形で準備をしてございまして、また、荒川区全庁といたしましても、やはりヤングケアラーへの支援を行っていくべきというところで、これまで取組を進めてきたところでございますが、今回、夏休み明けのタイミングを捉えまして、夏休み明けは、子どもたちの情緒が非常に不安定な時期でもございますので、ヤングケアラーだけに特化したアンケートではなくて、子どもの心の状態をアンケートで探ろうという内容のアンケートにしております。

したがって、設問の中身といたしましても、真ん中辺りにあるのですが、「友達や家族のこと、また勉強のことで心配や不安なことがあるか」ですとか、「自分のために使える時間はあるか」というような、非常にざっくりとした質問にしております。

こういったところで不安を抱えているお子様ですとか、自分のために使える時間がないという回答をした児童生徒につきましては、担任等が聞き取りをいたしまして、さらに必要があれば、スクールカウンセラーですとかスクールソーシャルワーカーにつなげるような動きをしてまいりますということで答弁をしております。

教育委員会としては、今後もこのようなアンケートを継続しながら、しっかりとヤングケアラーの支援を行ってまいりますという形で結んでございます。

続きまして、2件目が同じく公明党の保坂議員から、こちらは、学校給食の給食費に関する質問がございました。具体的に申し上げますと、実は、葛飾区が来年度から区立小中学校の全児童生徒を対象に、給食費を無償化しますという報道がありまして、それを受けての質問となっております。特に第3子以降です。兄弟3人目以降につきましては、給食費を無償化にするような取組をやってはどうかという内容の御質問がございました。

答弁でございますが、まず前半で、学校給食の給食費について御説明を申し上げてまいります。学校給食費は学校給食法によりまして、施設、設備、運営に係る経費は設置者である

区が負担することといたしまして、食材に係る費用については、給食の提供を受ける児童生徒の保護者に負担を頂いているという形で御説明をしております。

その上で、荒川区では、保護者の負担軽減という意味もございますけれども、お米の現物給付ですとか、あるいは食材や献立などを工夫した食育推進給食を提供する場合には、その食材費について補助金を交付するといったことをやってございまして、また、今年度につきましては、コロナ禍におけます原材料の高騰がございましたので、この食育推進給食につきまして、地方創生臨時交付金を活用しながら実施回数の拡充をしておりますので、それを答弁で申し上げます。

一方で、学校給食の無償化につきましては、これを実施した場合、毎年多額の経費が必要になってくるところで、教育委員会といたしましては、個々の自治体が、それぞれの財政負担で実施するのではなくて、国や都の施策として広域的に実施することが望ましいとした上で、今後、必要に応じて国や都に働きかけをしてまいりますという形にしております。

さらに、第3子以降の児童生徒への給食費の無償化につきましては、多子世帯への負担軽減が図れるものと認識しており、他区をはじめ先行している自治体の実施状況を検証しつつ、区としての方針を検討してまいりますという形で結んでございます。

続きまして、共産党の横山議員から1件ございまして、こちらは、コロナの感染拡大、それから物価高騰などから、区民の命、暮らしを守るためにということで、教育につきましては、区として、物価高騰、生活困窮に対応した就学援助の対象拡大。それから、緊急対策として、先ほど保坂議員の方からもありましたように、学校給食について、こちらは学校給食の無料化を実施すること、全体の無料化の話になってございます。

答弁でございますが、まず、就学援助につきましては、経済的な理由により就学が困難と認められる家庭に対して、必要な費用の一部を援助し、教育の機会均等を図るものであるということで御説明をした上で、制度の運用に当たりましては、突然の失業ですとか、病気、コロナ禍による家計の急激な逼迫など、おのおのの家庭の状況にも十分配慮した対応をこれまで行っておりますので、現時点において、さらなる対象の拡大について行う考えはございませんという形で答弁しております。

そして、学校給食につきましては、先ほどの保坂議員のときと同じように、給食費についてまず御説明をして、米の現物給付ですとか、食育推進給食の提供ですとか、地方創生臨時交付金を活用した今年度の食育推進給食の実施ですとか、そういったところも同じように述べながら、経済的に困窮している世帯につきましては、給食費についても就学援助で支援をしておりますと。特に、コロナ禍によって急激に家計が逼迫した世帯は、その家庭の状況に

十分配慮した対応を行っているというところで御説明をさせていただきます。

同じように、給食の無料化については、国や都の施策として広域的に実施することが望ましいという形で御説明をした上で、教育委員会としては、今後も経済的に困難な家庭に対して多面的に支援を行って、教育の機会均等を図ってまいりますという形で結んでございます。

次が、同じく共産党の斉藤議員から2件質問がございました。まず1件目が、子育てしやすい街あらかわを宣言し施策を展開することという中で、私費負担となっております教材教具を総点検して、公費負担を拡大するべきという御質問を頂いてございます。

これに対する答弁でございます。教材教具等に要する経費につきましては、笛や絵の具など専ら児童生徒本人が消費、使用するものについては、その利益が個人に還元されることから保護者の負担としてございますと説明した上で、教育委員会といたしましては、今後も公費又は保護者の負担するべき教材教具について適切に判断するとともに、就学援助等による多面的な支援を行うなど、保護者の負担軽減を引き続き図ってまいりますという形で答弁を申し上げました。

斉藤議員、2件目でございますが、こちらは都立高校の入試に、今年度からスピーキングテストが導入されるのですが、このスピーキングテストについては、直ちに中止を求めることということで、背景といたしましては、このスピーキングテストについては、入試制度に関わる大きな変更にもかかわらず、保護者へのきちんとした説明がないですと。これは質問の中で区議から言われたことなのですけれども、保護者へのきちんとした説明がない。それから、現場の教員からも、入試の配点で英語が他教科より高い割合でよいのかといった声もある。

それから、スピーキングテストそのものについては、ベネッセという教育関連企業が請け負っているのですが、このベネッセで実施している英語技能検定を受けた生徒だけが有利になるのではないかとということで、経済状況や居住地で格差が生じるのではないかなどの数々の問題点が指摘されているので、こうしたスピーキングテストについては中止を求めることという内容でございました。

答弁といたしましては、英語のスピーキングテストにつきましては、生徒のスピーキング能力の向上を目的として、中学3年生全員を対象に、今年度から新たに実施するものと説明を差し上げて、学校の授業で学んだ内容の定着度を教師や生徒が確認できるとともに、その成果を都立高校入試にも活用されると、加えて説明をさせていただきます。

区の教育委員会では、スピーキングテスト導入を契機に、英語科の授業改善を図るとともに、生徒や保護者に対して、このスピーキングテストにつきまして丁寧に説明をこれまでも行ってきたこと、それから、昨年度からスピーキングテストを見据えて、区の学力向上を図

るための調査におきまして、同様のテストを導入して、本番に向けた準備を着実に進めてきたことを御説明申し上げて、最後、今後も受験生である中学３年生が、これまで英語の学習の積み重ねを生かして自分の実力を十分に発揮できるように、各中学校と連携しながら英語教育の指導の充実に努めてまいりますという形で答弁をさせていただきます。

続きまして、宮本議員から２件質問がございました。どちらも熱中症対策に係る質問でございます。１件目が、猛暑が続く中での運動部活動の熱中症対策について万全を期すことという内容の御質問です。

答弁といたしましては、各校では運動部活動の実施に当たって、事前に気象条件等を把握するとともに、状況に応じた運動量の調整ですとか、水分と塩分の補給を行うほか、生徒の体調を小まめに観察するなど、熱中症を予防するために必要な対策を講じておりますと。

また、運動中はマスクを外すように指示をするなど、熱中症と感染症対策の両立にも努めておりますという形で、まず御説明をしております。

そして、運動部活動時におけます熱中症対策を適切に行いますよう、引き続き学校に指導をするとともに、万が一、事故が起こった場合の対処方法につきましても改めて確認するなど、体制づくりに万全を期してございます。という形で答弁をさせていただきます。

２件目が、同じく熱中症対策なのですが、今度は、夏のプール授業における見学時の対応についてということで、炎天下の中で見学させるのはいかがなものかというような内容の御質問でした。

プールの見学につきましては、けがなどで見学ができる場合についてはプールサイドで見学をしながら、教師の指導ですとか、運動のポイント等を学んでおりますと。体調不良で、プールサイドでの見学が難しいときには、保健室で休ませることも適宜行っておりますということで、これまでの対応を御説明した上で、猛暑日が増えてきている状況を踏まえまして、見学をさせる際には、熱中症の防止に十分留意する必要があるので、今後も日陰がある場所で見学をさせたりですとか、水分補給を適切に行ったりするなど、十分に配慮をしながら各学校で授業を行っておりますという形でお答えして、今後も子どもたちの体調に十分配慮しながら、安全に見学が行えるよう適切に対応してまいります、という形で答弁しております。

その次が、自由民主の会の藤澤議員から２件御質問がありました。１件目が、荒川区でのＧＩＧＡスクール構想の進捗状況についてということで、進捗状況等と併せてタイピングのスキルについても、しっかりと授業の中で指導するべきという内容の御質問でした。

答弁につきましては、区では全国に先がけてタブレットパソコンを導入して、また、令和２年１２月には、完全一人一台体制を確立するなど、環境をしっかりと整えております。また、ネットワーク環境についても大幅に増強しておりますという形で、御説明をまず差し上

げております。

こうした取組によりまして、学校現場においては、タブレットパソコンをしっかりと活用しながら学習活動をしているという状況も御説明してございます。

あと、タイピングにつきましては、タイピングの技能を向上させるという目的も当初からあったものですから、タブレットパソコンを入れる場合にも、キーボード付きのタブレットパソコンを導入しておりますし、また、タイピングに特化した授業そのものには取り組んでいないのですが、朝学習ですとか授業の隙間の時間を活用するなど、各学校で工夫しながらタイピングの習得に取り組んでおりますと。

今後も子どもたちの情報活用能力の向上に、しっかりと努めてまいりますという形で結んでございます。

藤澤議員、2件目が多文化共生社会を目指して進めるハートフル事業についてということで、外国籍を持つ児童生徒への対応についての教育委員会の見解を問うというものでございます。

具体的に申し上げますと、今、政府が外国人の入国を促している中で、国内に外国人が増えているだろうと。多文化共生社会を目指すには、区で外国籍の子どもを対象に行っております、ハートフル日本語指導事業というのがあるのですけれども、ここにおいて、日本人のもつよき文化ですとか道徳になじめるような指導を行うべきだという御質問でございました。

答弁につきましては、児童生徒は、国籍にかかわらず学校での集団生活を通して、日本の文化や伝統に触れることで、日本の社会的ルールを身に付けていくものと考えられており、外国籍の児童生徒に対しても、日本での学びの機会を保障することは大変重要なことであるという認識をお示した上で、区としては、外国籍の児童生徒が安心して学校生活を送ることができるように、ハートフル日本語指導事業を展開しており、日本語を学ぶとともに、日本の文化や生活習慣の理解に結びつくように様々な指導も行っておりますと、状況を説明してございます。

そして、教育委員会といたしましては、今後も日本国籍の子どもたちと外国籍の子どもたちがお互いを尊重し、多様性を認め合えるよう人権意識を養いながら、多文化共生の実現に向けた教育を強化してまいりますと答弁してございます。

最後、維新・子育ての会の山田議員から1件質問がございました。こちらは何回か質問を頂いているのですが、幼児期の身体機能向上に向けた取組が非常に大事という中で、区立幼稚園における体力測定の実施に向けた取組についてということで御質問を頂いてございます。

これまで、幼稚園におきましては、体力測定が行われていないことを受けまして、山田議員からは、小中学校でもやっているのと同じように、幼稚園でも体力測定を行うべきという

主張を、今までも教育委員会の方にあつたのですけれども、同じような質問でございました。

答弁でございますが、幼児期につきましては、神経機能の発達が著しく運動能力が顕著に向上する重要な時期でありますということで、まず御説明を申し上げて、一方で、全国的な体力の低下が懸念されている中で、荒川区につきましても、子どもが転んだときに手が出なかったりですとか、すぐに床に寝転がってしまうというような、体力低下とおぼしき状況が散見されておりますと。

教育委員会といたしましては、これまでも運動遊びですとかコーディネーショントレーニングの普及について教員の研修を行いながら取り組んできておりましたが、今回、山田議員から提案いただいた幼児の体力測定についても、まずは区立幼稚園２園におきまして、２学期中の実施に向けた準備を進めておりますという形で御答弁してございます。

さらに、次年度以降につきましては、今年度行います２園の実施状況を踏まえて、全園で取組を進めてまいるという形で答弁をしてございます。

９月会議の一般質問の答弁内容につきましては、以上でございます。

○教育長 様々な御質問、御意見を議会から頂いたところでございます。ただいま説明をいたしました９月会議について、御意見、御質問等がございましたらお願いいたします。

○小林委員 では、よろしいでしょうか。１ページ目のヤングケアラーの全数調査の実施ですけれども、荒川区は子どもの貧困に関しまして積極的に取り組んできた自治体だと思っております。

荒川区自治総合研究所で、子どもの貧困をテーマとしまして研究、調査をしてきて、その中で、ヤングケアラーの存在が実は浮かび上がってきていると思うのです。そのときの調査は、あくまでも個別の事例ということだったのですが、今回は全数調査で、すべての児童を対象とした調査であり、非常に画期的なことではないでしょうか。

調査をした上で、具体的にどういう形で、その問題、課題を解決していこうとするのが重要だと思います。ここでは学級担任等が話をさらに詳しく聞いて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーにつなげるということですが、具体的にこういった形で支援体制を築いていくのでしょうか。この辺りはいかがでしょうか。

○教育センター所長 学級担任が聞き取りをして、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーにつないだ後の支援の話ですけれども、全庁的なヤングケアラーの支援体制を作るべく先日、庁内の検討委員会を持ちました。子育て支援課、それから、福祉部の方と連携を取りながら、本人の、また御家族の意思を確認して、そこで支援体制を作っていくという形になっております。まだ始めたばかりですので、これから支援を始めていくというところでございます。

- 小林委員 分かりました。ありがとうございます。
- 教育長 そのほか、いかがでしょうか。
- 長島委員 よろしいですか。学校給食の無償化については、確かに自治体独自のというよりは、もう少し大きなレベルで、国とか都の施策としてという方向だと思うのですが、説明の中にありました、葛飾区が無償化というのはすべてが、第3子以降とかではなくて、第1子、第2子もということなののでしょうかということと、第3子以降の給食の無償化をやっている区というのはほかにもあるのでしょうか。そこをちょっと教えてください。
- 学務課長 ただいま御質問がありました葛飾区の対応につきましては、小中学校全学年を対象にしておりますので、部分的なものではなくて全体が無償化になります。
今、他区で対応している、多子世帯への補助といったところでございますけれども、現在、5区で第3子の無償化ですとか、例えば北区におきましては、第2子が半額、第3子が全額補助というような、区によって若干方法は違いますが、多子世帯向けに補助を行っているという区が5区あるといった状況でございます。
- 教育長 そのほか、いかがでしょうか。
- 小林委員 もう1点、よろしいでしょうか。9ページのハートフル事業について御質問がありまして、このハートフル事業ですが、非常に重要な事業であると思っております。外国籍を持つ児童生徒の中には、日本に来たのが親の都合ということで、不本意のまま日本に来ているという児童生徒もいますので、その意味では、日本への適応が極めて難しい状況がございます。ハートフル事業で、大学生であるとか、自分のお兄さん、お姉さんに当たるような、そういった存在が支援するのは重要なことではないでしょうか。
私の学生や院生の中にも中国人留学生がいて、ハートフル事業でボランティアという形で指導に当たらせていただいている者もおりまして、彼らにとっても非常にいい経験になっているという話は聞いております。
ただ、専門的にカウンセリングのノウハウであるとか、そういったものを学んだわけではないので、指導に当たりながらも迷っている部分が多いと聞いております。
その意味では、ハートフル事業で実際に指導をしている学生、院生に対して、何らかの形で支援を、あるいはアドバイスを得ることができないかという思いもあるのですが、その辺りはいかがでしょうか。
- 学務課長 今、お伝えいただいたように、確かに言語だけではなくて、文化的なところですが、今、お子さんに配慮したようなところも含めて指導をしていくという目線におきましては、確かに学生の皆さんがボランティアで対応をするには、やはり許容する範囲が広いのかということは認識しております。

例えば初期指導でスタートしますと、どちらかというと、来ていただくのではなくて学校へ出向いて、学校の環境の中で一緒に、ほかの生徒とも交流をしながらということもありますので、そういう意味では、先生たちも近くにいる状況でアドバイスは頂けるのかなと思っています。

一方、中学生くらいになると、言語に慣れてくると、ちょっと外へ出てきて通いながらやるというようなところもあります。あと、多文化共生センターとも連携をしながらですので、そういったところからアドバイスを頂きながら対応をしていくということにはなるかなと思っています。

○小林委員 分かりました、ありがとうございます。

○教育長 よろしいでしょうか。それでは、報告事項Ⅰに移らせていただきます。「令和4年度全国学力・学習状況調査の調査結果について」を議題といたします。津野指導室長、説明をお願いします。

○指導室長 では、文部科学省が実施いたしました「令和4年度全国学力・学習状況調査の調査結果について」報告をいたします。実施日につきましては、令和4年4月19日、火曜日でございます。対象学年は、小学校の6年生及び中学校の3年生全児童生徒でございます。

実施教科等につきましては、小学校が国語、算数、理科、中学校が国語、数学、理科となっております。

この調査以外にも、児童生徒、学校に対する質問紙調査がございました。なお、この理科につきましては、3年に一度行っている調査でございまして、今年度がその対象になってございます。

続いて、調査結果の概要です。正答率による比較をさせていただいております。区と東京都の結果につきましては、国から整数で示されておりますので御承知おきください。

初めに、小学校24校です。国語につきましては、令和4年度、今年度は、荒川区が68、東京都が69、全国が65.6となっております。算数です。同じく令和4年度です。荒川区が66、東京都が67、全国が63.2となっております。理科です。荒川区が64、東京都が65、全国が63.3となっております。

続いて、中学校です。国語につきましては、荒川区が68、東京都が70、全国が69.0となっております。数学です。荒川区が52、東京都が54、全国が51.4となっております。理科でございます。荒川区が48、東京都が51、全国が49.3となっております。

続いて、東京都と全国と荒川区の比較をしたものについて、御報告をさせていただきます。小学校の平均正答率です。国語、算数、理科の3教科とも、東京都の平均は下回ってござい

ますが、全国の平均を上回っております。

中学校の平均正答率につきましては、国語と理科は、全国、東京都ともに下回っております。数学は、東京都の平均を下回っておりますが、全国平均を上回っている結果でございます。

今後の予定につきましては、記載のとおりでございます。報告は以上です。

○教育長 本件につきまして、御質問等ございましたら、お願いいたします。ちなみに、東京都の順位は、全国で何位でしたか。

○指導室長 3教科合わせたトータルになりますと、今年度は、東京都、小学校が全国で4番目になります。中学校が上から7番目になりますので、比較的高いところで推移しております。

○教育長 御質問等ございましたら、お願いいたします。

○長島委員 よろしいですか。調査結果について、それぞれの学校がどうなっているかというのを、例えば私とか保護者の人とかが見ることは可能になっているのでしょうか。

○指導室長 学校の調査結果につきましては、ホームページで掲載をしておりますので、そこで把握することができます。それにつきましては、学校パワーアップと連動させているものなので、そこで保護者の方が、自分の学校の調査結果を見ることで把握できます。

委員の先生方につきましては、お話しいただければ、冊子が文科省から届いておりますのでお渡しすることができます。また、そこで御覧になっていただいて御指導いただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

○教育長 今、長島委員から御質問を頂いたように、区全体としての調査結果について、このような形で御報告しますけれども、学校ごと、若しくはクラスごと、あるいはまた子どもたち一人一人の結果も学校にフィードバックしてあります。個別の指導ですとか、あるいは、また教員の授業力の改善にこの結果を生かして、役立ててもらおうというのが趣旨になっております。

○長島委員 細かく、問題ごとにもみんな見られるようになっているのでしょうか。

○指導室長 確認させてください。

○長島委員 分かりました。

○教育長 前は知識と応用に分かれていたのですが、今は一緒になっています。

○長島委員 一緒になってしまっているんですね。

○小林委員 よろしいでしょうか。学力調査の結果というのは、かなり経済的な水準と連動するところがありますので、そういった意味では、荒川区は非常に頑張っている自治体ではないでしょうか。また、全国平均よりも、小学校などは上ということでしたので、荒川区の地道な努力が、こういったことに表れているのかと思っております。

全体を見ると理科の成績が低くなっておりまして、平成30年と令和4年を比べると、理科が点数的には低くなっているのですが、理科離れが日本全体の問題としてあるのかなと、そのような感想を持ちました。

- 指導室長 理科でやはり5割を切ったというのは、新聞の記事によりますと、やはりコロナ禍によって観察実験が減っているということがいわれているということと、あとは、新しい学習指導要領になって、探求ということを目指すようになって、そこに対応ができていなかったのではないかと、国の方では分析をしております。

特に、やはり理科で週1回以上の観察や実験を行った学校の割合というのが、前回の調査よりも、小学校では約20%、中学校でも約20%、全国でも下がっていますので、その影響があるのではないかとということで、国の学識者は分析しているようです。荒川区も、やはり同様に観察実験というのはできていない状況がございます。

- 小林委員 できていないということですね。

- 指導室長 あとは、長い目で見ましたら、本当に荒川区の子どもたち、非常に頑張っておりまして、全国の調査でいきますと、一番初めに、平成19年度が学力調査の出発点だったのですけれども、国の平均値を100としたときに、荒川区の得点がどれくらいかという割合で出しますと、ちょっと問題の傾向がAとBで当時はやっていたので、今の合体したものとは簡単に平均は出せないのですが、平成19年、小学校の国語ですと、当時は荒川区の割合が、国の割合に比べて99.3という割合が、今では103.7ということで上がっております。算数につきましては、当時100.6だったものが、現在100.4となっております。

中学校につきましては、ちょっと今、基礎のところだけで比べているのですけれども、中学校の方では、19年度が98.4という割合だったのが、98.6という微増です。活用の方に入りますと97.2だったものが98.6ということで、1ポイント以上上がっております。

数学につきましても、19年度は知識のところ、94.3という割合だったものが、現在は101.2ということで、長いスパンで見ると、でこばこでこばこしながらも、成果は出てきているのだらうなと思っております。

- 小林委員 分かりました、ありがとうございます。

- 教育長 最後に、報告事項「令和4年度東京都功労者表彰受賞者の報告について」を議題といたします。青谷生涯学習課長、説明をお願いします。

- 生涯学習課長 「令和4年度東京都功労者表彰受賞者の報告について」御説明いたします。表彰名は令和4年度東京都功労者表彰（教育功労）でございまして、内容は、東京都の区域において、顕著な功績又は模範として推奨するに値する業績若しくは徳行のあったものを表彰す

る制度でございます。

受賞者は岡田芳子様で、荒川シルバー大学理事長でございます。岡田様は荒川シルバー大学理事長として、長年にわたり高齢者の自主的な生涯学習の場として、地域のつながりや生きがい作りの場ともなっているシルバー大学の発展に大きく貢献し、その功績が認められたものでございます。

表彰式等は記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

- 教育長 本件につきまして、御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。
- 小林委員 岡田先生、荒川区のシルバー大学の理事長として、長年にわたり貢献されておられましたので、本当によかったです。よろしくお伝えください。おめでとうございます。
- 生涯学習課長 ありがとうございます。
- 教育長 岡田先生は、荒川区内で校長先生をやっていたらして、教育委員会の委員長もお務めいただいた方であります。

それでは、「その他」の報告事項に移らせていただきます。教育委員会の日程について、事務局から報告をしてください。

- 教育総務課長 ３３ページでございます。今回、日程について変更はございません。１０月２８日に予定をしております中学校の視察、今のところ、第一中学校の形で調整を図っているところですが、詳細につきましては、また御連絡をさせていただければと思っております。
- 以上でございます。

- 教育長 以上をもちまして、教育委員会令和４年第１８回定例会を閉会といたします。

—了—